

令和4年度

千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業実施要領

この要領は、千葉県が実施する高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業を効果的に実施するために、必要事項を定めるものとする。

1 事業内容

- (1) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 基礎課程の実施
- (2) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 専門課程の実施
- (3) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 管理者課程の実施

2 事業の目的

- (1) 高齢者介護に就いた新任職員（概ね就業3年未満の職員を対象）に基礎的研修を行うことにより、
 - ① 高齢者権利擁護の理念を再確認し、利用者中心の介護の意義を学ぶ。
 - ② 身体拘束が及ぼす影響を理解し、さらに高齢者の心理・行動への知識を深め、個別性に視点を置いた、身体拘束をしない介護をめざす。
- (2) 高齢者介護の指導的立場にある者に対して、専門的研修を行うことにより、
 - ① 専門知識と実践技術を習得することにより、リーダーとして率先して身体拘束をしない介護の実現に取り組む。
 - ② 職場内において身体拘束廃止を推進していく人材を育てることにより、施設全体で取り組む体制を確立し、個別ケアの向上の充実につなげる。
- (3) 高齢者施設の経営を担う立場にあるものとして、
 - ① 法人運営の責任者として、権利擁護の理念を十分理解し、身体拘束廃止を推進する人材を指導・育成するとともに、介護の質の向上に取り組む管理者の意識の向上をめざす。

以上のことをもって、高齢者介護の充実を図ることを目的とする。

3 事業実施団体及び実施責任者

<研修実施団体> 一般社団法人 千葉県高齢者福祉施設協会
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内
電話 043-244-6021

<研修実施責任者> 会長 田邊 信行

4 研修内容

(1) 基礎課程研修……………講義・演習 10 時間（5 時間×2 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 高齢者権利擁護に関する基本理念
- イ. 身体拘束に関する基本的知識
- ウ. 知る手段としてのアセスメント ～ケアマネージャーからの視点～
- エ. 記録のポイント

(2) 専門課程研修……………講義・演習 10 時間（5 時間×2 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 身体拘束に関する専門的知識とリスクマネジメント
- イ. 身体拘束廃止に向けた専門的理解と実践紹介
- ウ. 身体拘束がもたらす弊害 ～リハビリテーションの視点から～
- エ. チームアプローチとリーダーシップ
- オ. 事例実践検討・演習

(3) 管理者課程研修……………講義 3 時間（3 時間×1 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 管理職としての高齢者権利擁護

※ 『事前課題』と『1 日の振り返り』の提出について

受講者は、研修前に『事前課題』を、また研修当日の最後に『振り返り』を提出するものとする。（ただし、管理者課程は『振り返り』のみ。用紙については、『事前課題』は受講決定時に、『振り返り』は受講当日に配布する。）

(4) 研修受講対象者

受講対象者は次の者とする。

- ◇基礎研修……………介護施設等に従事する者。ただし介護等の実務経験が3年未満の者を優先とする
- ◇専門研修……………基礎課程を修了した者又は主任等の指導的な立場にある者
- ◇管理者研修……………介護施設等の経営者、管理者、事務長及び生活相談員等施設の運営に携わる者

(5) 研修実施回数・実施日と受講者数

◇基礎研修……………定 員：1 回につき 40 名（2 日間／年 4 回実施）

実施日：第 1 回目 令和 4 年 9 月 27 日（火）・29 日（木）

第 2 回目 令和 4 年 11 月 16 日（水）・22 日（火）

第 3 回目 令和 5 年 1 月 20 日（金）・25 日（水）

第 4 回目 令和 5 年 3 月 7 日（火）・8 日（水）

◇専門研修……定員：1回につき40名（2日間／年3回実施）

実施日：第1回目 令和4年10月18日（火）・21日（金）

第2回目 令和4年12月14日（水）・16日（金）

第3回目 令和5年 2月16日（木）・17日（金）

◇管理者研修……定員：1回につき40名（1日間／年2回実施）

実施日：第1回目 令和4年11月 9日（水）

第2回目 令和5年 1月18日（水）

(6) 会 場

【基礎・専門・管理者課程】 千葉県経営者会館

千葉市中央区千葉港4-3 TEL. 043-246-1158

(7) 研修受講者の心得

受講者は、高齢者介護に携わる者として、研修の目的を理解するとともに、身体拘束廃止に向けた知識と介護技術の修得に努める。

(8) 研修修了の認定

研修実施団体は研修の結果を千葉県に報告し、これに基づき千葉県は修了証書を受講者に交付する。

(9) 受講者の費用負担

【受講料】

受講料として、基礎課程は1,000円、専門課程及び管理者課程は2,000円を徴収する。

5 関係機関との連携

この事業を実施するにあたり、関係する機関との連絡・連携を十分に行うなど、事業の目的の達成のため社会資源を有効に活用する。

6 その他の事項について

その他、この研修の実施にあたって必要な事項は、千葉県と協議のうえ実施する。